

インフルエンザによる欠席期間の報告書

保護者様

- インフルエンザと診断された場合は、学校へご連絡ください。
- インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登校できません。
- ①発症した後5日経過している ②熱が下がった後2日（幼児は3日）経過している
（学校保健安全法施行規則第19条） ※この間は、「出席停止」の扱いになります
- 登校する日に、必要事項を記入したこの報告書を学校に提出してください。
（医療機関で書いてもらう必要はありません。）
- この報告書は、本校ホームページからダウンロードできます。

神戸市立池田小学校長あて

《インフルエンザ罹患者》 年 組 名 前

保護者名

医療機関で
お聞きください

《例》

発症後、最低5日間は登校できません								
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	/
熱が下がった日に○			○	1日目	2日目		登校可能	
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	登校可能

熱が下がった後2日を過ぎるまでは登校できません

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○								

《受診した医療機関》 《受診日》令和 年 月 日

インフルエンザのご家庭での注意点

- ・元気がなくなった、何度も吐く、咳で夜眠れないなど、いつもと違うと思われたなら、早めに受診してください。
- ・異常行動がみられることもあるため、発症後、発熱している間はお子様が一人にならないようにしてください。
- ・けいれんをおこしたとき、呼びかけに応答しないときは、至急、病院を受診してください。
- ・発熱や咳が続くなど症状が残るときは、再度受診してください。

神戸市医師会

神戸市教育委員会